

自動販売機設置及び管理に関する覚書

粕江市（以下「甲」という。）、NPO法人フードバンク粕江（以下「乙」という。）及びコカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社（以下「丙」という。）とは、「NPO法人フードバンク粕江」支援自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置に関して、下記の事項を確認し、覚書を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙及び丙は、職員の福利厚生、施設利用者及び市民への飲料販売並びに非常時の飲料提供及びNPO法人フードバンク粕江の食料支援活動を支援するため、自動販売機の設置にあたっては、以下の規定を遵守するものとする。

（自動販売機の設置等）

- 第2条 甲は、別表1の場所への自動販売機設置に関して契約締結をする権利を正当に有することを保証する。
- 2 丙は別表1の場所に、丙が所有又は管理する「NPO法人フードバンク粕江」支援仕様の自動販売機を設置することができるものとし、甲及び乙へ事前に通知のうえで自動販売機を交換することができるものとする。
 - 3 前項による設置は、甲に対して自動販売機を自己の所有物として使用させるものではなく、甲は自動販売機の賃借権、使用貸借権等を主張することができないことを確認する。
 - 4 丙は、設置箇所における使用料を負担するものとし、当該使用料は粕江市行政財産使用料条例によるものとする。
 - 5 自動販売機の設置場所を変更するときは、甲乙丙が事前に協議をしたうえで行う。

（設置場所への立入）

第3条 甲は丙の従業員及び丙が指定する業者等が自動販売機への商品若しくは原材料の補充、売上金の回収、機械の保全、修理、撤去等のために設置場所へ立ち入ることを認める。

（品質維持・自動販売機の保全等）

- 第4条 丙は商品の品質維持、商品・原材料の補充、売上金の回収、自動販売機の保全・改善、修理等を行う。なお、具体的な訪問頻度、訪問時期は、別紙に定めるとおりとする。
- 2 甲は前項の保全に協力し、故障等が生じた場合は直ちに丙に連絡する。
 - 3 商品の品揃え、販促については、別紙に定めるとおりとする。

（諸費用の負担）

第5条 自動販売機の設置、交換、移動、撤去は丙の費用と責任にて行うものとする。なお、自動販売機の修理に要した費用は、甲の責に帰すべきものを除き全て丙が負担する。

（販売価格及び支援金）

- 第6条 丙は自動販売機での販売実績に応じて、売上の一部を支援金として乙に直接支払う。ただし、CokeONチケットによる無料払い出し分については、支援金計算の販売実績に含めない。
- 2 丙が自動販売機により販売する商品の販売価格及び支援金は、別表2及び別紙のとおりとする。
 - 3 丙は使用料及び支援金を甲及び乙がそれぞれ指定する口座への振込により支払うものとする。なお、甲及び乙は、丙からの振込をもって当使用料又は支援金の受領と認め、領収書は発行しないものとする。

（知的財産権）

- 第7条 乙は、「NPO法人フードバンク粕江」支援仕様の自動販売機の造作に必要なテキスト・画像データについて、丙の指定する形式にて丙に当該データ等を提供するものとする。
- 2 前項のデータ等に係る知的財産権について、乙は自動販売機に使用許諾できる正当な

権利を有することを保証し、第三者から権利侵害等の苦情又は請求等を受けた場合、乙は自らの責任と費用で解決しなければならない。

(譲渡の禁止)

第8条 甲、乙及び丙は、相手方の書面による事前の承諾なくして、本覚書上の地位を第三者に承継させ、又は本覚書に基づいて生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、丙がその関係会社に対して譲渡し、若しくは引き受けさせる場合はこの限りでない。

(相殺の予約)

第9条 丙が甲に債権を有する場合、丙は当該債権と、丙が甲に対して支払うべき債務とを、弁済期の如何にかかわらず、何時にても対当額で相殺することができる。
2 本覚書の効力が失われた後に発生する当該債権についても、前項と同様とする。

(協力内容)

第10条 別表1の場所を管轄する行政区域内にて地震・水害等の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、別表1の場所を管轄する行政区域に、災害対策基本法等、国又は地方公共団体が定める法令に基づき災害対策本部が設置された場合、甲は丙に対し次項の協力を要請できるものとする。
2 丙は甲に対し、甲から要請を受けた時点における、自動販売機の機内在庫商品(以下「本商品」という。)に限り、無償提供するものとする。
3 丙が本条に基づき本商品を提供するにあたり、甲に対しフリーバンドキー又は丙保有の機材(以下「本物件」という。)を貸与する場合、甲は本物件の預り証を発行すると共に、本物件を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。なお、甲が本物件を紛失・破損した場合、丙に対し実費を支払うものとする。

(協力要請及び実施)

第11条 甲は、本覚書に基づき本商品の提供が必要な場合、丙に対し別紙救援物資提供要請書による協力要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。
2 丙は、甲から前項に定める内容にて協力要請があった場合、要請内容を確認のうえ、甲に対し本商品提供の諾否の通知を行うものとする。ただし、甲が本物件の貸与を受けながらも丙に連絡が取れない場合においては、甲の判断により本商品を無償提供できるものとする。この場合、甲は、事後速やかに丙に報告し、別紙救援物資提供要請書を提出するものとする。
3 自動販売機の機内在庫状況及びライフラインの停止等協力要請時点又は要請後の状況次第では、本商品の提供ができないことを、甲は承諾するものとする。
4 災害等による通信障害や自動販売機の予期せぬ故障など、丙の責に帰することのできない事由によって無償提供ができなかった場合、丙は一切責任を負わない。

(覚書の解除)

第12条 甲、乙又は丙は、他の当事者に次の事由が一つでも発生した場合、何らの通知・催告の手續をせず、直ちに本覚書を解除することができる。その場合、丙は、甲及び乙の承諾なく自動販売機を撤去することができる。
(1) 自己に対する売買代金その他の債務につき支払い義務を怠ったとき。
(2) 他から破産・民事再生・会社更生の申立てを受け、又は自ら申立てたとき。
(3) 差押え・仮差押えの処分を受けたとき。
(4) 手形交換所より不渡処分を受けたとき。
(5) 事業を廃止し、又は何ら理由を示すことなく休業又は所在不明により、2週間以上連絡が取れないとき。
(6) 本覚書又は甲乙丙協議により定めた事項に違反したとき。
(7) 前各号のほか、本覚書の継続が著しく困難であると合理的に認められる事態が生じたとき。

(反社会的勢力との関係遮断)

第13条 甲、乙及び丙は、相手方に対し、本覚書締結時及び締結後において、次の条件を全て満たすことを表明し、保証する。

- (1) 自らが暴力団、暴力団関係企業・団体、総会屋又はこれらに準ずる反社会的勢力（以下、総称して反社会的勢力という。）ではないこと、及び反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと。
 - (2) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。）、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員、関係者等ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本覚書を締結するものではないもの。
 - (4) 本覚書の期間内に自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為をしないこと、又は偽計若しくは威力を用いて業務を妨害し、若しくは信用を毀損する行為をしないこと。
- 2 甲、乙又は丙は、相手方が前項の表明及び保証に違反した場合、何らの通知、催告その他の手続きを要せずに、直ちに本覚書を解除することができる。その場合、丙は、甲及び乙の承諾なく自動販売機を撤去することができる。なお、当該違反をした当事者は、その相手方に対し、本項に基づく解除に起因する損害の賠償を求めるとはできない。

(機密情報の取扱い)

第14条 甲、乙及び丙は、本覚書の履行を通じて知り得た他の当事者に関する情報（以下、機密情報という）を、機密として保持し、他の当事者の事前の書面による承諾なく第三者へ開示又は漏えいしてはならず、また、本覚書の目的以外で使用してはならないものとする。なお、本条の規定は、個人情報に関しては、本覚書終了後も期限の定めなく存続し、その他の機密情報に関しては、本覚書終了後3年間は存続する。

(覚書の有効期間)

第15条 本覚書の有効期間は、本覚書の締結の日から令和8年3月31日までとする。なお、この期間満了の3ヵ月前までに、甲乙丙いずれからも、終了の通知がない限り、有効期間は更に3年間延長されるものとし、以後同様とする。

2 本覚書が終了、且つ丙の甲に対する本物件の貸与がある場合、甲は丙に対し終了日から1ヵ月以内に本物件を返却するものとする。

(連絡先)

第16条 甲及び乙は、丙に届け出た連絡先を変更した場合、又は同連絡先に1週間を超えて連絡が付かない事情が発生した場合、速やかに新たな連絡先を丙に届け出る義務を負う。

2 甲又は乙が前項の義務を怠った結果、丙から甲又は乙に対してなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとする。

3 甲又は乙が丙からの連絡に対して2週間以上の期間返答をしなかった場合、丙は何ら催告や通知を要しないで、直ちに本覚書等の全部又は一部を解除することができる。

(不可抗力)

第17条 地震、台風、洪水、その他の天災地変、輸送機関・通信回線等の事故、法令の変更・改廃、公権力による命令、その他不可抗力により、本覚書（金銭債務を除く）の全部若しくは一部の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者も責任を負わないものとする。

(定めのない事項等)

第18条 この覚書に定めのない事項、又はこの覚書に関し疑義が生じた事項については、都度甲乙丙協議のうえ、これを定めるものとする。

(合意管轄)

第19条 甲、乙及び丙は、本覚書に付随する契約に関し紛争が生じた場合、訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(特約事項)

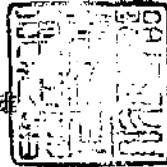
第20条 前条までの規定以外の本覚書当事者の合意事項は、別表特約のとおりとする。

以上、本覚書の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年8月7日

(甲) 狛江市

狛江市長 松原 俊雄



(乙) NPO 法人 フードバンク狛江

理事長 田中 妙子

(丙) コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社
 ベンディング事業本部 ベンディングエリア営業本部
 ベンディング東京地区統括

地区統括部長 久保 健

別表1

設置先名	設置先住所	詳細設置場所	自動販売機の種類
狛江市子育て・教育支援複合施設（ひだまりセンター）	東京都狛江市元和泉1丁目11番11号	屋外	缶&PET

(注) 上記別表1の内容に変更が生じた場合、甲、乙及び丙は速やかに書面にて変更を確認する。

別表2

自動販売機の種類	希望小売価格	販売価格	支援金
缶&PET	100円	100円	1円
缶&PET	110円	110円	1円
缶&PET	120円	120円	1円
缶&PET	130円	130円	1円
缶&PET	140円	140円	1円
缶&PET	150円	150円	1円
缶&PET	160円	160円	1円
缶&PET	170円	170円	1円
缶&PET	180円	180円	1円
缶&PET	190円	190円	1円
缶&PET	200円	200円	1円

- (注) 1. 上記金額は商品1つ当たりの金額
 2. 希望小売価格及び販売価格は消費税及び地方消費税込金額
 3. 上記にない販売価格の商品の支援金は、上記と同じ算出方法で計算する。

【特約】

支援金支払期日	毎年度支払い。 丙は乙に別表2支援金の欄に定める額を売上に応じて、年度ごとに当該年度の3月31日に一括して支払う。ただし、支払日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日に支払う。
自動販売機稼働に伴う使用料	丙は甲へ狛江市行政財産使用料条例に定める額を年度ごとに当該年度の5月31日までに一括して支払う。ただし、5月31日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日までに一括して支払う。ただし、令和5年度については、自動販売機設置後、速やかに支払うものとする。
振込手数料	振込手数料は全て振込人負担とする。

別紙

販売サービスについて

- 1 自動販売機での本商品の欠品などについて
丙は、甲の自動販売機で購入予定の顧客から欠品等の連絡があった場合、適切に対応する。
- 2 自動販売機への訪問頻度
丙は、甲に設置されている自動販売機の年間販売数量に応じて、自動販売機の訪問頻度、訪問時期、及び冷温切換えの有無や時期について決定する。
- 3 自動販売機の品揃え・販促
丙は、甲に設置する自動販売機の品揃え、販促などについて任意に設定し、都度内容を変更することができる。
- 4 自動販売機における本商品の販売価格
丙は、自動販売機における本商品の販売価格について任意に変更することができる。

